



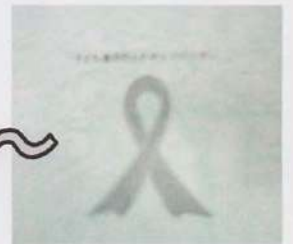
2008.春号

なう

子ども虐待防止センター・しずおか

報告1

全国一斉 ～でんわマラソン終わる～



2007. 11月は児童虐待防止推進月間でした。

子ども虐待防止センター・しずおか「なう」では、全国一斉“子育て・虐待防止ホットライン”による電話マラソンに参加しました。

11月3日より、ナビダイヤル0570-011-077にかけると、県内からの電話は自動的に「しずおか・なう」で受けることになりました。

特に、11月15日、16日、17日の3日間は、時間を延長し午前10時から午後8時まで受け付けました。それ以降の電話相談は、従来の午後1時から4時までと、通常の業務に戻りました。3日間の、このイベントに、32名の方々が関わってくださいました。



相談件数

10/15～11/29

児童虐待	9	件
育 児	1	件
そ の 他	4	件
無 言	1	件
通 報	1	件
合 計	16	件

この期間、時間外に、24件という通常の期間より多くの電話がかかってきたのも特徴的でした。また、児童虐待防止を訴えるシンボルであるリボンをつけていたら声を掛けられたという事例もあり、この活動が一般に広まってきているという実感を持ちました。

報告2

日本子ども虐待防止三重大会 ～3名で参加～

平成18年度の児童虐待・対応件数は37,323件
→ 統計を取り始めた平成2年度の約30倍強

平成17年度の51事例について検証してみると、

1. 0歳児の死亡割合が約4割と非常に高い
2. 虐待の動機としては、妊娠を望まなかったや子どもがなつかないなどの理由で保護を怠った例が多い。
3. 妊娠期に祝福されない状況、妊娠検診未受診、母子健康手帳未発行であった子どもが虐待を受けている率が高い。
4. 地域社会との接触が乏しい事例が7割と高い。



以上は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課
虐待防止対策室による発表です。

参加してみて

大会テーマ 『みんなナイス!』

～聴こう 親のものがたり 子どもの気持ち～

12月14・15日の2日間、三重大会に参加させていただきました。

1日目は、森田ゆり氏の講演から始まり、柳田邦男氏による絵本の解説。中国、タイ、フィリピン、香港とアジア諸国の子育てと虐待の現状を、映像を交えて、各国のシンポジストが解説してくれました。その後、自主企画、分科会等、4企画の会場に参加しました。

2日目の分科会「家族へのとぎれのない支援」では、1事例をもとに学びました。幼少期からの虐待サバイバーが、子どもを育てるという状況下で、複雑性 PTSD の症状が出現、育児困難から入院、治療、回復、再統合に至るまでの経過を、精神科医、乳児院、児童相談所、社会福祉課の4者の立場から、解説していただきました。情報の共有・役割分担・基本的ミーティングが、1冊のノートを紹介してうまく連携機能した事例ですが、担当者の「トラウマ治療は螺旋階段を上っていくようだ」「積木くずしの作業」「児童相談所は航空管制官の存在」「死なない、落ちないを念頭に」等々、語られる言葉ひとつひとつの重みがずっしりと心に響いてくる分科会でした。

児童虐待防止とは、広範な領域にわたるということを再認識しました。また、他団体の活動状況を聞き、団体間の格差も感じました。

「行政の谷間・すき間にある問題の発掘」「問題→リサイクル発想して活かす」「問題解決先行型で動く」等、民間団体が活動していく上で、ヒントになりそうな言葉の数々をいただきました。貴重な体験をさせていただきました。(S・Y)

電話相談員養成講座応募の動機



Aさんの場合

Aさんは小学校に勤める先生です。まもなく、退職というその時期に、電話相談員の養成講座に応募しました。仕事柄、多くの家庭、多くの子どもたちと接してきました。その中で、考えさせられる場面に出会ってきたようです。例えば、

朝、両親が車で載せてくるのだが、車から降りようとしないうその子に対し、はじめのうちは、「友達みんなも心待ちにしているよ。」とか「今日は、あなたの好きな体育があるよ。」「教室に行かなくても保健室にいてもいいよ。」など、言葉で説得しようと試みたが降りようとしないので、両親と協力して、無理矢理車から引っ張り出して保健室へ連れて行ってしまったこと。そのうち、家で両親が車に載せることが出来ないくらいに抵抗しているという連絡を受け、迎えに行ったその先生が腕力に任せて連れてきてしまったことなどがあったようです。その子に対し、体育館で遊んでやったり、保健室で話を聞いてやったりしたけれども、とうとう自分から登校することなく卒業してしまい、中学でも間もなく不登校になってしまったとのことでした。

次に、友達とのトラブルで登校しなくなった子の家庭を、毎朝のように訪ねては、登校できるよう両親を説得したり、当事者の間を取り持っては登校できるようにしても、ささいなことで登校出来なくなって、再び訪問の繰り返しとなったりしたこともあったようです。

また、母親に虐待されることを嫌って家に帰らないということがわかり、両親と話をして、子どもの態度はいつこうに改まらず、家に帰らないため、連絡を受けては夜の学区を探したりしたけれども、とうとう施設に預けることになったことなどもあったようです。

Aさん自身は、家庭と協力して友達とのトラブルや親子関係・母子関係などを改善しようとしていたつもりでも、当の相手から心を開いてもらえなかったと反省されています。

母親が“父親はこうあるべき”とか“学校には行くべき”とか、というようなAさんの固定観念が、知らず知らずに相手を責めていたようです。分かっているでもそれが出来ない本人の苦しむ気持ちに添った、共感的な接し方ができなかったことに大きな原因があるようです。

このような体験から、養成講座を受け勉強し直し、虐待の悩みを相談される方々のお役に立てたらということで応募されたということでした。



＊ ＊ ＊ パンフレット 改訂しました ＊ ＊ ＊

12月に三重で行われた「日本子ども虐待防止学会」に参加し、他団体のパンフレットを入手することができました。それらを参考に、新しいパンフレットを作成しました。ぜひ、ご活用下さい。





子どもの虐待と法律

児童虐待の防止等に関する法律について

平成12年5月24日法律第82号

目的

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人格を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。

児童福祉法とは独立し、この法律ができたことは、社会に対してものすごいインパクトがあり、子どもの虐待についての社会の受け止め方が、この法律の成立をきっかけにして、大きく変わりました。社会意識が変化して新たな法律ができたり、古い法律が改正されたりすると思われていますが、しかし、逆に法律ができることによって社会に強烈な影響が与えられることもあるのだと実感させられました。またこの法律では、3年ごとに、このままの法律でよいかどうかを見直しましょうと決められているのですが、虐待防止法の成立のインパクトが未だに衰えないからでしょうか、2004年にかなり重要な見直しが行われ、さらに2007年にも大きな改正が行われました。むろんこのように子どもの虐待に対する社会の関心が衰えず、ますます高まっているように感じられるのは、法律を変えても変えても、虐待によって死亡する子どもたちが後を絶たないからであり、虐待防止法の成立や改正は、多くの子どもたちの血塗られた墓標であると言えるのかもしれない。 石田文三著「子ども虐待と法律」より



活動支援会員の募集

助けを求める子どもたちへの援助と、すべての子ども虐待がなくなるよう、当センターの活動を支援してください！

年会費	正会員	一口	3,000円
	賛助会員	一口	1,000円
	法人・団体会員	一口	5,000円

振込先 郵便振替 00850-8-45664

子ども虐待防止センター・しずおか

住所 〒420-8691

静岡中央郵便局私書箱96号

児童虐待検挙数

昨年1年間に全国の警察が摘発した18才未満児童に対する虐待事件は2006年に比べ3件増の300件、被害者は315人だった。150件だった2003年の2倍になっており、児童虐待が増加傾向を維持していることに変わりないという実態が明らかになった。

虐待により死亡した児童は昨年の59人に比べ37人だった。警察庁は児童虐待の社会的関心の高まりによって減少したと分析している。

県内では11件減の9件、死亡例もなく、多くの皆様の努力・協力に感謝したい。

子ども虐待防止センター・しずおか



TEL&FAX: 054-251-7560

月～金曜日の13時～16時

E-mail

nau06shizuoka@sf.tokai.or.jp

http://www2.wbs.ne.jp/~nau